

**江戸川区議会議員**

き む ら な が と

木村 長 人**無所属クラブ 区議会レポート****無所属****第21号**

発行・連絡先 / 無所属クラブ (木村長人)
〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202
TEL/FAX 03-5675-5690
E-mail knagato@mu.j.biglobe.ne.jp
URL <http://www5f.biglobe.ne.jp/~knagato-gikai/>

地方議員年金がいよいよ廃止に

ようやく、地方議員年金（地方議会議員年金制度）が廃止される方向となりました。もちろん、最終的な廃止の決定には国会において関連の廃止法案が可決されることが必要となります。衆参のねじれ状況の下、確実な約束はできませんが、おそらく廃止法案は可決されるものと考えています。誰もが厳しい暮らしを強いられている状況下、とても国民の理解を得られる制度ではありませんし、また、「意外だ」とお思いになるかもしれませんが、加入を強いられてきた議員個人としても実は迷惑この上ない制度であり、一日も早い廃止法案の可決を強く願うものです。

地方議員年金は、もともと昭和36年公布の地方議会議員互助年金法で創設され、翌年、地方公務員等共済組合法へと根拠法が移行し、任意加入から強制加入の制度へと変わりました。平成18年に廃止された国会議員年金が退職金という位置づけにあったのに対し、地方議員年金は公的な互助年金の性格が強いと言えます。国会議員年金の一般財源投入割合が7割であったの比べ、地方議員年金は会員（つまり現職議員）の掛金が大きな財源であったため、その割合が4割と多少低くなっております。しかし、どちらも一般財源に負担を強いていることに変わりはなく、特権的な性格を有する年金制度と言われても仕方のないものです。

前述のとおり、この地方議員年金制度は強制加入であるため、地方選挙で当選すると、議員は、制度に賛成であろうと反対であろうと選択の余地なく掛金の徴収を開始されます。ひとくちに地方議員年金と言っても、その運営主体は都道府県、区市、町村ごとに3つの共済会に分かれており、例えば、江戸川区議会議員は市議会議員共済会に加入することとなります。

さて、その根拠法により、非加入の選択が許されていなかったものの、私は、平成11年の初当選時から、この制度には強い疑問と反感を持っておりました。第一に、先ほど触れたとおり、会員掛金をベースとする互助年金とはいえ、完全なる掛金運営ではなく、一般財源に負担を求める以上は議員特権の臭いが打ち消せないという点です。こうした特権は、私の持っていた議員像とはやはり異なるものでした。こうした制度を温存しては、早晚、地方議員への信頼も失われてしまうだろうと感じました。

第二は、議員になり、この年金制度に強制加入させられて初めて知り、実感した、破綻の危うさを感じさせる共済会の状況と、有無を言わず徴収される高額な月々の掛金への反発でした。すでに平成11年の加入当時から、市議会議員共済会の積立金の枯渇は指摘されてきました（実際、今年、平成23年度に枯渇）。積立金が枯渇するということは、すなわちこの年金は破綻する、ということです。その根本的な原因は、議員定数削減や市町村合併の流れの中で、年金の積立金を払う現役議員が減る一方で、年金を受給するOB議員が増える一方だということ、現役世代と年金受給世代の逆転現象にあります。いずれにしても、近い将来、破綻することが明白な年金に誰が加入したいと思うのでしょうか。そんな人はいません。ましてや、議員特権的な後ろめたさが引退後も一生、付きまとう年金です。本当に不本意な強制加入の年金制度でした。平成23年2月現在、江戸川区議会議員の場合、毎月9万9200円もの多額の掛金が徴収されています。私の場合でもこれまでの3期12年でおおよそ1000万円を支払わされてきたこととなります。しかも、破綻が明白な年金に対して！です。

市議会議員共済会の現状をみますと、国が推進した平成の大合併を経た今、掛け金を支払う現役議員2万1337人に対して、議員年金の受給者が6万1988人です。現役1人に対して受給者3人では、そもそも共済会の体すらなしていません。こうした問題が早くから指摘されてきたにもかかわらず、平成の早い時期に、あるいは、最低でも平成の大合併の前までに、地方議員年金を廃止しなかった国には大きな責任があると言えます。しかし、無論、こうした不安定な構造を有していた共済会や時代錯誤的な特権的制度に対し、国に廃止法案の上程を十分に働きかけてこなかった、あるいは、「廃止せよ」という声でまとめきれなかった私たち地方議員自身も非難を免れることはできません。

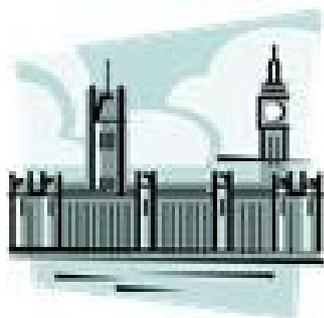
現在、国（総務省）が準備している廃止法案の素案によりますと、平成23年度6月1日をもって制度を廃止し、在職12年未満の議員は掛金総額の8割の一時金の給付を受け、在職12年以上の議員は同様に8割の一時金の給付か、廃止前の法令に従った給付を受けるかのどちらかを選択する、ということです。このために、国は次年度の地方財政計画に約1350億円を計上し、地方交付税として自治体に必要額を支払うことになっています。しかし、23区は地方交付税の不交付団体であり、大合併



の旗振り役であった国からの交付はいっさいなく、江戸川区のみならず各区は自前で一般財源を投入するほかはありません。昨年12月に総務省が示した給付費負担金の算定式に型どおり当てはめて計算した場合、江戸川区の負担は約2億8000万円ということになります。

不本意に徴収されてきた多額の掛金の8割を返還されると思えばよいのかもしれませんが、共済会の積立金から直接返還されるわけではなく（積立金が枯渇していますので、不可能です）、今度は一般財源から支払われるとなると、給付を受ける側としても、何とも後味の悪い精算方法と言わざるを得ません。地方議員の強制加入が始まった昭和37年から数え、およそ50年弱続いてきたこの地方議員年金制度においては、第一の被害者が国民だとすれば、現役の議員が第二の被害者で、昭和期に引退した議員だけがその甘い汁を吸ってきたような気がいたします。ごく少数の昭和期の引退議員である受益者のために、いかに多くの国民や現役世代が負担と迷惑を被ってきたことでしょうか。国（総務省）はこの問題をいかにとらえてきたのでしょうか。

総務省自治行政局が昨年12月に自治体向けに出した事務連絡文書には「地方議会議員年金制度については、昨今の厳しい年金財政を踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することとし、平成23年通常国会に廃止措置を講ずる法案を提出する予定であります。」と明確に書かれています。この方針に違^{たが}うことなく政府が法案を提出し、時代にそぐわない特権的年金制度、将来展望のないこの年金制度を、国会での与野党の政争の具にすることなく、できるだけ速やかに可決してくれることを心から願うものです。



2010年第4回定例会の本会議において、私は一般質問を行いました。以下、質問における区長とのやりとりの抄録です

本会議レポート / 2010年第4回定例会における一般質問

包括的な障害者条例の整備を

木村 まず、提案の意味を込め、総合的な障害者条例の整備について伺います。我が区は子育て支援施策とあわせ、外部から「福祉の江戸川」とも呼ばれるように、福祉施策の先進自治体として知られています。財政面からみても、先に認定された

平成 21 年度決算では、子育て支援を含めた区の福祉費は約 850 億円に及び、今や福祉は区財政のおよそ 4 割を占める最大支出分野でもあります。一口に福祉といっても、そこには介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などたくさんの分野がありますが、ここでは障害者福祉について取り上げたいと思います。

国会では、つい先日、障害者自立支援法の改正が行われ、発達障害者を軸とする障害者の範囲の再整理や応益負担から応能負担へといった見直しが実現し、政府はさらに、障害者福祉サービスを包括的に整理すべく、仮称・障がい者総合福祉法の制定に向けた準備を進めています。新法は福祉サービスの具体化をその中心的な守備範囲としつつも、その中に医療、教育、労働、司法あるいはコミュニケーション支援といった分野についても包括的に含めるべきかどうか、現在、障がい者制度改革推進会議の中で議論がなされています。

さて、そうした国の動きに先んじて、障害者の権利擁護、地域での生活支援、就労支援など障害者福祉を推進するための包括的な条例を制定した自治体が現れました。「障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」を制定した北海道です。今年 4 月に施行された同条例は、都道府県レベルの障害者条例としては全国二番目のものですが、権利擁護を中心とした理念条例的な千葉県の実例に比べ、それは権利擁護のみならず、障害者の暮らしやすい地域づくりや就労支援などの施策への具体的な道筋も規定した総合的な障害者条例です。

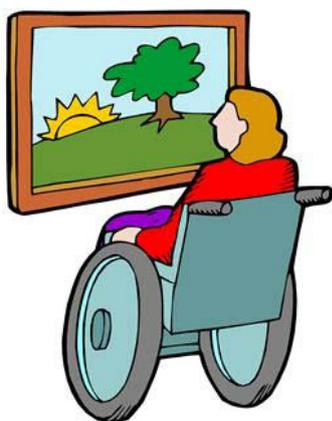
北海道障がい者条例は、まず、国連の障害者権利条約にならい、障害者の権利擁護と彼らへの配慮を規定しています。そのうえで、条例では、道が障害者が暮らしやすい地域づくりのためのガイドラインを整備し、そうした地域づくりにおいて重要な役割を担う市町村を支援することを義務付けています。さらに、障害者の就労支援を具体化するため、障害者雇用のインセンティブとして、道内事業者に対し認証制度を設け、認証企業に対しては地域貢献をしていることの評価として入札に際し優遇したり、随意契約への配慮を認めたり、あるいは低利融資を準備するなどのアドバンテージを条例の中でうたっています。道の条例は障害者福祉サービスを主な守備範囲としつつも、「福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること」を目指しています。

現在、区の障害者福祉行政においては、さまざまな障害者施設に関する条例、法定の施行規則、その他、サービスの具体的手続きを定めた要綱などが整備されています。支援サービスごとに用意されたこれら例規を基に、区の福祉施策が実



施されてきたことは無論、評価されるべきことです。しかし、「福祉の江戸川」区に、国でいうところの障害者基本法や障害者総合福祉法的なものに相当する条例がないというのは少し残念な気がいたします。

北海道障がい者条例にうたわれている3つの点、権利擁護、地域生活支援、就労支援に着目し、区内における例規の有無を調べてみました。まず、障害者の権利擁護に関しては、残念ながら現在、区にはそれをうたったものはありません。地域生活支援については、障害者支援ハウスや障害者施設に関する条例や障害者移動支援事業実施要綱、精神障害者退院促進支援事業実施要綱、重度の心身障害者に対する個別の支援サービスを定めた4つの要綱などが整備されています。支援ハウスや希望の家など障害者を対象としたハコモノの整備は整っていますが、移動支援の時間制限の問題など、地域で自らの選択により生活していくための制度整備にはまだ課題があるように思われます。最後に、就労支援については、先に挙げた障害者就労支援センター条例とそれに関連する規則や要綱、ならびに精神障害者就労支援事業実施要綱が規定されています。先ほど述べたとおり、北海道の条例は障害者雇用に積極的な事業者に対する入札上の優遇措置など、障害者の就労支援という福祉の観点から契約行政のあり方を補完するという特徴を有しています。公共調達にこだわり、障害者とも手を携えた「共育・協働・安心」の地域づくりを目指す自治体として、また、福祉施策の伝統を持つ自治体として、道の事例は示唆に富むものと言えます。



個別の支援サービスを実施するための条例や自立支援法や各障害者福祉法に関する法定の施行規則など、いわゆる手続きを定めた例規はそれぞれが障害者福祉サービスを支える必要条件であることは言うまでもありませんが、障害者権利擁護の視点、あるいは、移動支援の時間の拡充など地域生活支援サービスのさらなる充実に加え、区内企業を巻き込んだ就労支援の試みの導入など、包括的な福祉施策をうたった、江戸川区ならではの障害者条例を整備してもよいと思いますが、いかがでしょうか。

区長 総合的な障害者に対する条例の制定ということではありますが、私は今のような発想を今まで持ち合わせておらず、考えたことがなかったと言ったほうが正直だと思います。私どもが福祉の施策について取り組んできたつくり方、あるいは形成の仕方について申しますと、この問題には現場というものがありますので、いろいろな事態に直面している課題に対して、どのようにそれを克服するかという極めて実践的な形での積み上げによって、長年、現在のさまざまな施策をつくりあげてきているということだと思います。障害者といってもさまざまありますから、例えば、熟年者と言ってしまうのは大分違っております。いろいろな方がいらっしゃるし、年齢もいろいろです。そういうことに対し、きめ細かくどうようふうの問題点を克服できるか、ということをつくりあげてきたという歴史があるからかもわかり

ませんが、今のお話を伺ってまいりますと、北海道の事例もありましたが、やはりある種の理念を持ってすべてを覆うような、つまりどういうところに視点を置いて、どういう問題をどのような形や方向でこれから取り組んでいくか、個々の理念に及ぶような、網のようなものをかぶせていくというように聞こえました。間違っていたら、申し訳ありません。

例えば、北海道の例で言えば、北海道の市町村がさまざまな福祉施策を手がけています。おそらくそれは、現実的な課題から積み上げてきていると思いますが、そういったものを一つの道として、どのような理念を持ってこの北海道の障害者対策を考えるかということだろうと思います。そうだとすれば、江戸川区という大きな都市の中でさまざまな障害者に関わる問題について、中心となる一つの理念を据えながら、それに対して可能性のあるいろいろな各論で、どういう方向でいきましょうということ、まず指針というべきものとして提案をして下さるかなというふうに思います。もしそういうことだとすれば、難しいなという気もしますが、私どもも貴重なご意見として承りたいと思います。法律や条例だけでは埋まらない課題が確かにあろうかと思えます。研究課題とさせていただきたいと思えます。

木村 障害者施策において個別に対応してきた条例あるいは要綱等については、私も高く評価しています。一つ一つ足りない部分や個別の要求等は各委員会などで申し上げてまいりたいと思えますが、障害者の権利擁護については、ぜひこれから立法化を図っていただきたいと思えます。この点についてご答弁をお願いしたいと思えます。

区長 権利擁護を念頭に置き、条例そのものをいろいろとこれから研究させていただきます。



本会議レポート / 2010年第4回定例会における一般質問

区職員による公益通報制度について

次に、区職員による公益通報制度についてお伺いいたします。

2006年、刑法など公益性の高い分野の法律で規定された犯罪行為を通報の対象とし、通報者が不利益を被ることがないように保護することを目的とした、公益通報者保護法が施行されました。江戸川区でも時期を同じくして、通報者の保護と法令遵守を目的とした公益通報処理要綱が整備されたところです。

区の公益通報制度では、職員からの通報を受け付け、調査する機関として公益通

報委員会が設置されています。その委員会のメンバーは、長である副区長を筆頭に、教育長、総務部長という上位の管理職3人によって構成されています。しかし、内部通報を受け付け、調査する委員会が管理職3者のみで構成されているというのでは、いかにも通報しづらい体制です。また、通報内容が委員に直接関わるものであった場合、要綱第5条の「自己が関係する通報」の関与を認めない規定はあるものの、内部委員だけで構成された委員会で、はたして公正な判断が可能なのでしょう。疑問が残るところです。他区の状況をみると、半数以上の区において公益通報委員会に外部委員が採用されています。国よりも3年早く公益通報制度を整備した先進区・千代田区においては、議会の同意を得て任命された公益通報委員にあたる行政監察員が2名おり、彼らは区長から独立した地位と事案に対する調査権を持っています。調査の結果、事案に違法性が確認された場合、区長に報告し、また、区が適切な処置をしない場合には監察員がこれを公表し、監督官庁に通報したり、告発する権限を持っています。内部処理にありがちな甘えを排除するためのチェックアンドバランスの仕組みを埋め込んでいると言えます。

公益通報委員会の構成にはいろいろな方法が考えられますが、少なくとも内部の関係者だけの構成では、公益通報しやすい環境、公正な調査が期待できる環境にあるとは言えません。通報される事案と直接、利害関係を持たない外部委員の採用も検討されてしかるべきと考えます。

区長 公益通報制度の外部委員の問題については、確かにそのとおりだなというふうに思います。今のメンバーだけで十分かということ、そういうことでもないで、これは先進区の紹介もありましたので、その運用がどうなのかということも含めて、そういった方向へ、つまり外部委員を入れるという方向へ持っていきたいと思います。どういう方を入れて、どういう役割を果たしていただくかということについても、いろいろ細かく考えていかなければいけないことがあると思いますし、人選そのものの問題もあります。いずれにしても、この問題については、ぜひそのように、外部委員を入れるということで対処させていただきます。

木村 前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

さて、通報がなされ、それに基づいて調査が行われた事案について、いくつかの区では通報の内容、調査の方法および結果、今後の対応などについて、結果のいかんにかかわらずホームページなどで広く公表しています。こうした結果の公表は、制度が適切に運用されているかどうか、また、公益通報委員会が適切な処置をしているかどうか、を知るうえでは欠かせない仕組みであると言えます。区の要綱では、「区長が必要な是正措置をとったときは」、「その旨を遅滞なく公益通報者に通知する」とありますが、さらに踏み込んで、通報内容、調査結果などについて区民に広



く公表していくことが望まれます。区の公益通報制度をさらに有効なものにしていくため、ホームページでの結果の公表を行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

区長 今、簡単には言えませんが、原則公開でいいと思いますけれども、公開できない部分があるかもしれないという気がいたします。そういう場合には、できないならなぜできないかということをはっきりさせなければなりません。公表の問題についても、よく研究していきたいと思います。

木村 公表できないことはおそらくあまりないと思います。ぜひ積極的に公表を図っていただきたいと思います。



木村長人プロフィール

— 略歴 —

- 1964年（昭和39年）千葉県 生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科哲学専修 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 東京大学大学院学際情報学府修士課程 修了
- 東京大学大学院学際情報学府博士課程 中退
- 東京大学大学院教育学研究科学校教育高度化副専攻 修了
- 安田火災海上保険株式会社（現・損保ジャパン）入社
- 米国下院議員タッカー事務所 インターン
- 衆議院議員田中甲事務所 秘書
- 江戸川区議会議員（現在、3期目）
- 江戸川区ダンススポーツ連盟 会長
- 江戸川区空手道連盟 常任顧問
- 江戸川トライアスロン連合 副会長

— 議会での役職 —

- 福祉健康委員会 委員
- 行財政改革特別委員会 委員

☆この区議会レポートで取り上げる内容については、発行・頒布あるいは紙面編集の都合上、時期的に相前後する場合があります。